

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行(2023.5.8)に伴う
本学入試について

東京医科歯科大学
統合教育機構 入試課

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行(2023.5.8)に伴いまして、新型コロナウイルス感染症に罹患した者は、発症した後五日を経過しかつ症状が軽快した後一日を経過するまでの間は、本学学生の出校を停止していますので、本学入試についても同様に、対面での試験を受験することはできません。なお、罹患した者への追試験等の特別措置はありませんので、あらかじめご承知おきください。

<お問い合わせ先>

東京医科歯科大学 統合教育機構入試課

Mail: nyu-gakubu-02.adm@tmd.ac.jp